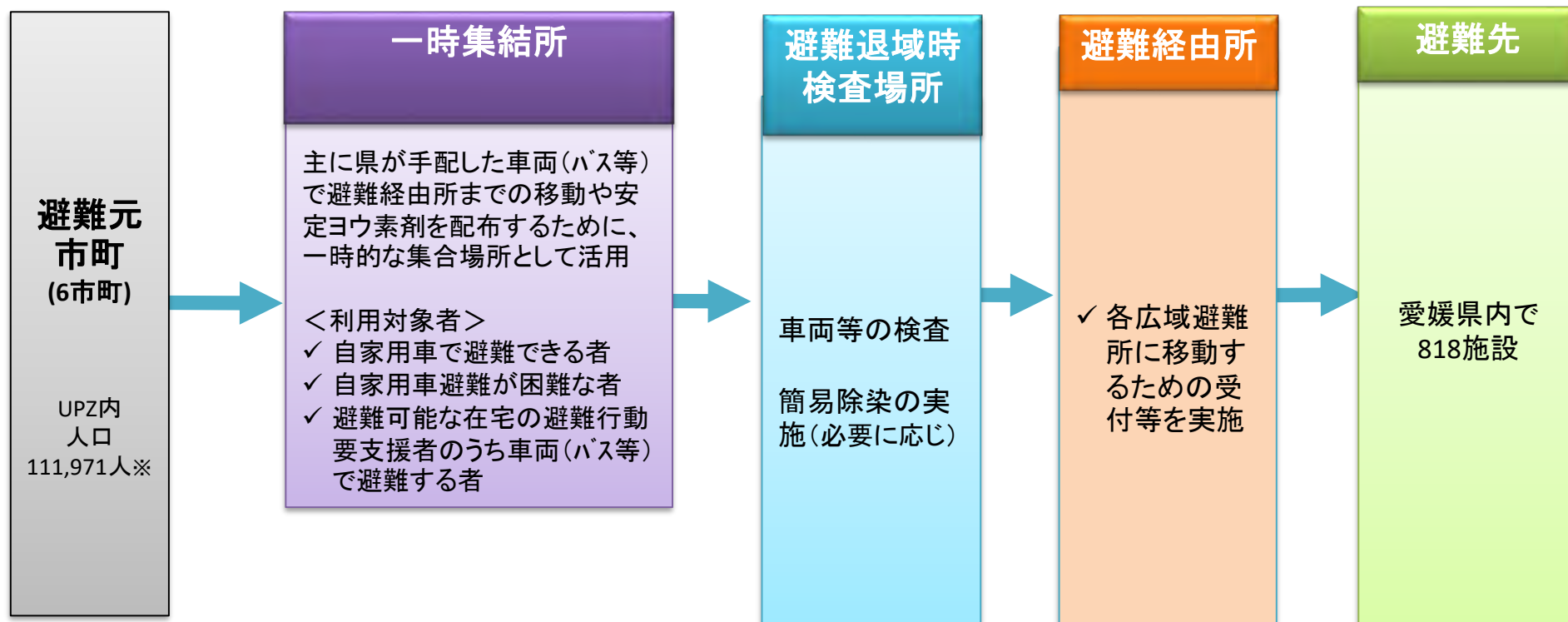


- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、愛媛県、山口県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。



※離島部の避難の流れについては、個別に記載(P135~P137を参照)

UPZ内住民の一時移転等②

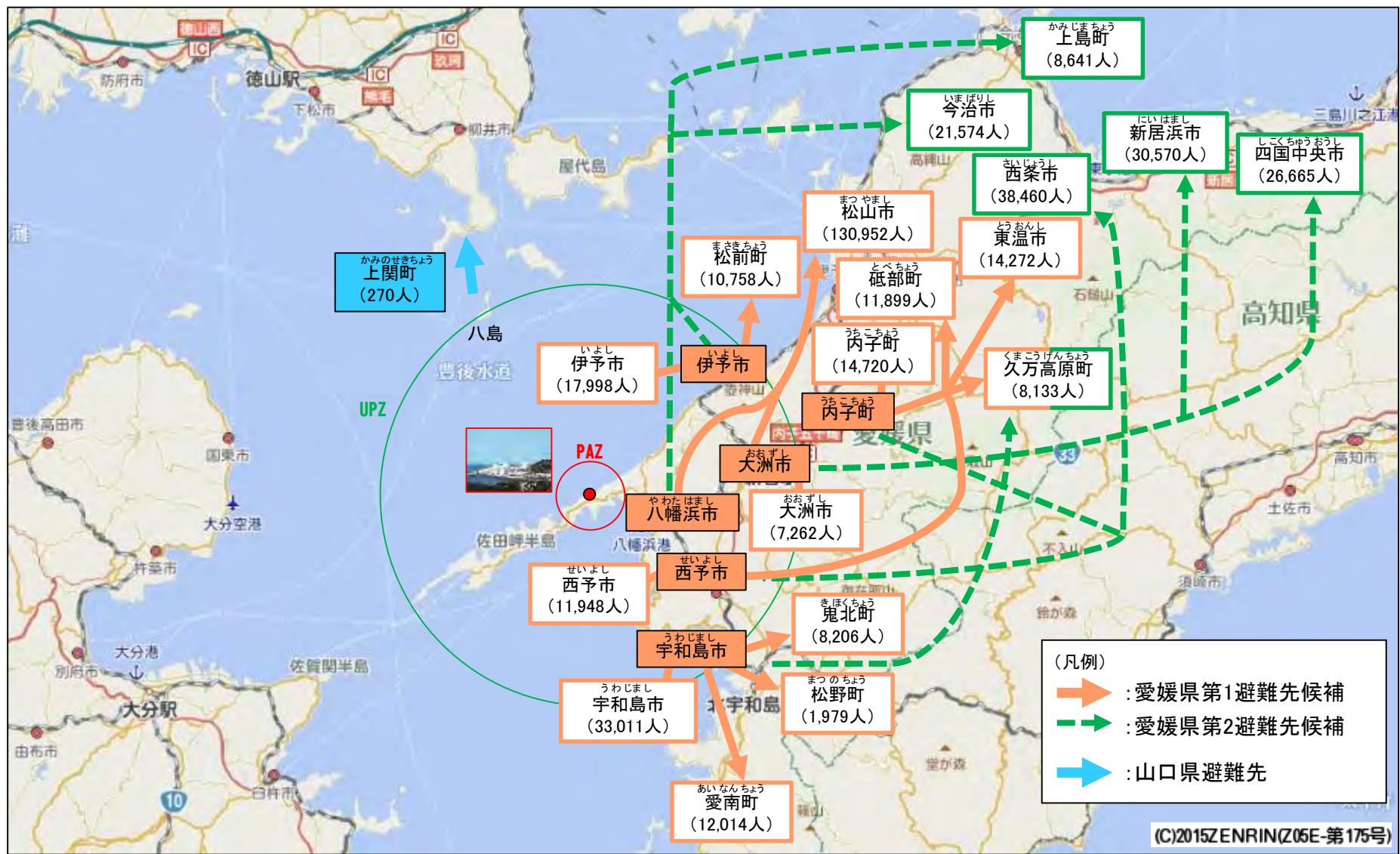
- 愛媛県では、第1避難先候補(13市町)に避難を行うが、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき第1避難先候補に避難できない場合は、第2避難先候補(6市町)に避難する。なお、避難受入市町が指定する場合は避難経路所を經由。
- 上関町(八島地区)では、上関町総合文化センターに避難を行い、上関町総合文化センターに避難できない場合は、上関町民体育館に避難する。

県名	市町名 ※()は対象人口	第1避難先候補 ※()は受入可能人数、【 】は避難経路所	第2避難先候補 ※()は受入可能人数
愛媛県	八幡浜市 (34,137人)	松山市(130,952人)【愛媛県総合運動公園】 合計(130,952人)	今治市(21,574人)、上島町(8,641人) 合計(30,215人)
	大洲市 (40,844人)	大洲市内(7,262人)、松山市(130,952人)【愛媛県総合運動公園】 合計(138,214人)	新居浜市(30,570人)、四国中央市(26,665人) 合計(57,235人)
	西予市 (27,941人)	西予市内(11,948人)【乙亥の里】、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,133人)【久 万高原グラウンド】 合計(46,252人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)
	宇和島市 (4,110人)	宇和島市内(33,011人)、松野町(1,979人)、鬼北町(8,206人)、 愛南町(12,014人) 合計(55,210人)	久万高原町(8,108人) 合計(8,108人)
	伊予市 (699人)	伊予市内(17,998人)、松前町(10,758人)【松前公園】 合計(28,756人)	今治市(21,574人)、上島町(8,641人) 合計(30,215人)
	内子町 (127人)	内子町内(14,720人)、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久 万高原グラウンド】 合計(48,999人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)
県内計	6市 (107,858人)	6市6町 合計(283,152人)	4市2町 合計(134,018人)

※上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:467,635人)へ避難

山口県	上関町 (24人)	上関町総合文化センター(270人)	上関町民体育館(220人)	122
-----	--------------	-------------------	---------------	-----

UPZ内住民の一時移転等③



(凡例)
 → : 愛媛県第1避難先候補
 - - - → : 愛媛県第2避難先候補
 → : 山口県避難先

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

※伊方町を除く
 ※()は受入可能人数

※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:467,635人)へ避難

愛媛県におけるUPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム

- UPZ内にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,175人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。

愛媛県災害対策本部

①情報周知

①情報提供

④避難先連絡

③受入要請

②受入調整依頼



避難元病院等(予防避難エリアを除く)

避難先病院(県内11市町)

⑤避難の実施

施設数

入院定員

26

2,175人

受入施設数

受入可能人数

101

2,904人

マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施